

平成 26 年 6 月 17 日現在

機関番号：32607

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730037

研究課題名(和文)投資条約を根拠とする仲裁手続における請求主体

研究課題名(英文)The constraints of the investor as a claimant in investment treaty arbitration.

研究代表者

猪瀬 貴道 (INOSE, Takamichi)

北里大学・一般教育部・准教授

研究者番号：70552545

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円、(間接経費) 570,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、投資条約仲裁における請求主体の制約について、「濫用」に基づく制約および「実効的国籍」に基づく制約を検討した。

このうち「濫用」を根拠とする請求主体の制約は、その投資事業を行う会社の設立に関する濫用(実体的権利濫用)と請求を提起することの濫用(手続濫用)という形で主張されるが、「濫用」にあたるか否かについて、仲裁事例において基準が示されているものの必ずしも明確な基準とはいえない状況にある。そこで、「濫用」に変わり、「基準時」による請求主体の制約という形で時間という明確な基準を用いることを提案する。「実効的国籍」についてはとくに「利益否認条項」との関係から検討を行った。

研究成果の概要(英文)： In this research, the constraints of the claimants in investment treaty arbitration was examined both from the point of view of the "abuse" and "effective nationality".

Limitation of claimants on based of the "abuse" includes 2 forms. First one is the abuse relating to the incorporation of the company to make the investment in question (abuse of substantive right), and second, relating to raise a claim (abuse of process). The important point here is the criteria of "abuse". Some criteria are shown in the arbitration precedents, but there is no clear standard. Therefore, it is proposed to use of a clear standard of time (critical date) for constraints of claimants in international investment treaty arbitration. About the "effective nationality", it is necessary to study the relation with the "denial of benefits" clause in investment treaty.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：投資条約 投資家=国家間紛争処理(ISDS)条項 仲裁手続 請求主体 国際投資法 投資紛争解決国際センター(ICSID) 原告適格(スタンディング) 私人の国際法主体性

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内・国外の研究動向

外国直接投資に関して、近年、二国間投資条約 (BIT) や投資関連章をもつ自由貿易協定 (FTA)、経済連携協定 (EPA) など「投資条約」の締結が進んでいる。この投資条約には、締約国の投資家による他の締約国における投資について、「内国民待遇」「公正衡平待遇」「資金移動の自由」「収用における補償基準」などの実体的な待遇基準のほか、締約国の投資家と投資受入国である他の締約国との間の紛争 (投資紛争) について、条約上の紛争解決制度として仲裁手続を定めている。

投資条約の締結は、量的 (単純な締結数) にも質的 (この種の条約を締結する国の数) にも拡大しており、これらの投資条約を根拠とする仲裁手続 (投資条約仲裁手続) の利用も急速に増加している。それに伴い、この投資条約および投資条約仲裁手続に関する研究が、国内・国外で近年活発に行われている。

しかし、現状においては、投資条約制度は発展段階といえ、さらに投資条約仲裁手続による仲裁判断が動的に重ねられている段階で、投資条約制度についての理論は流動的であり、最新の動向を踏まえた研究が求められる状況にあるといえる。また、現段階での投資条約に関する研究は、多くは投資条約の規定内容それ自体について、投資条約仲裁における仲裁判断例などから分析検討するものが中心であり、「投資条約制度」の国際法における位置づけについては、必ずしも十分に検討されていない。

(2) これまでの研究と着想に至った経緯

研究代表者は、国際法における私人の位置づけという大きな問題意識をもっている。その問題意識の下で、投資条約を対象とする研究を中心に行ってきた。とくに国際法上の紛争解決制度という視角から、投資条約仲裁手続を取り上げている。外国国家によって私人 (自然人・会社) に対して侵害行為が行われた場合、投資条約仲裁手続では、損害を受けた私人自身が請求主体となって、国際法 (投資条約) 上の自らの権利について請求を行うことが認められている。しかし、投資条約仲裁手続は、あくまで条約上の手続であり、それを利用できる私人は、当該条約の「締約国の投資家」に限られる。すなわち、当該条約締約国の「国籍」を有することが要件となる。この構造は、私人損害に起因する国際請求の伝統的制度である外交的保護と類似するといえる。

しかし、私人 (投資家) の中でも会社については、更なる検討が必要である。例えば、投資条約仲裁手続においては、投資受入国に設立された現地子会社が請求主体となることが認められており、その際に設立準拠法・本拠地といった従来の会社の国籍基準ではなく、いわゆる「支配基準」が導入されてい

る。すなわち、現地子会社を支配会社の国籍の会社として扱っている。この場合に、どこまで上流に支配を遡るかという問題がある。便宜的に中間会社を設立し、それを通して現地子会社を支配することで、現地子会社を投資受入国との間に有利な投資条約を締結している国の会社とする方法が行われている (Aguas del Tunari 事件などを参照)。また、現地子会社による請求と上位会社 (複数の可能性もある) による請求が同時並行的に提起される可能性がある。これらの問題は、請求について誰が適切な主体となりうるかという投資条約仲裁手続における「スタンディング (当事者適格、原告適格)」の問題として処理されることになる。「国籍」に加えてこの「スタンディング」を検討することによって、「請求主体」という側面から投資条約仲裁手続の制度的特徴を明らかにできると認識するに至った。

2. 研究の目的

投資条約仲裁手続について、これまで検討してきた「国籍」を基準とする「人的管轄権」に加えて、「スタンディング」について検討を行うことで、投資条約仲裁手続における「請求主体」という側面から投資条約制度の国際法上の位置づけを明らかにしていく。具体的には、投資条約を根拠とする投資紛争事例のうち、会社が請求主体となっている事例について「スタンディング」に関して抗弁がなされた事例を取り上げ、「請求主体」について「現地子会社」とそれ以外の事例に分けて、「請求内容」「関係する投資条約規定」との関係から考察する。さらに、類似する構造をもつ会社についての外交的保護における「会社の国籍国」と「株主の国籍国」の関係との比較検討から、投資条約制度と外交的保護制度との関係について新たな視座を得ることを目的とする。

国際責任制度における重要な位置を占める私人損害に起因する国際請求の問題は、従来の外交的保護制度に加えて投資条約制度を取り込む形で発展していくことが予想される。このため、外交的保護制度との比較検討、とくに国際法上の伝統的制度である外交的保護制度に関する原則が、近年発展している制度である投資条約制度においてどのような形で取り入れられているか、さらにその受容の過程でどのような変化が生じているのかという点を明らかにすることで、国際法の基本構造の理解に寄与することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 仲裁事例の整理分析と論点抽出

まず、投資条約仲裁事例の整理から行う。公開されている仲裁判断文書および UNCTAD のデータベースサイト (<http://www.unctad.org/iia-dbcases/cases.aspx>) などを利用して、まず会社が請求主体

となっている事例を抽出する。さらに、請求主体について、非申立側紛争当事者である投資受入国から抗弁がなされている事例を抽出し、主たる検討対象とする。

この検討対象となる各事例について、以下の3点から整理して検討を行う。

請求主体（現地子会社／中間会社／原資出資の上位会社）

根拠となる投資条約の関連規定

請求内容・請求文言

これらの個別事例の検討を通して、投資条約仲裁手続におけるスタンディングの問題について、論点を整理して一般化することを試みる。

(2) 論点についての比較法的検討

上述の投資条約仲裁事例の検討により、明らかになった論点について、訴訟・紛争解決手続におけるスタンディングに関する一般的理論との比較から検討する。この問題に関連する国際法、および国内法（民事訴訟法、仲裁法など）の文献を精読し、まずスタンディングに関する法理論を把握することが必要となる。その上で、投資条約仲裁手続におけるスタンディングの判断枠組とこれまで検討されてきたスタンディングに関する一般的理論との異同を明らかにし、その理由について考察する。

とくに、国際法上のスタンディングの問題のうち会社の外交的保護における「会社の国籍国」による請求と「株主の国籍国」による請求の関係についての法理論との比較を中心に行い、それとの関連において、必要に応じて国内法における議論を確認するという方法を取る。

外交的保護については、国連国際法委員会（ILC）において法典化作業が行われており、すでに条文案およびコメントリーが存在する（会社の外交的保護に関しては第3章第9条以下に規定が置かれる）。したがって、この法典化作業を手がかりとして、会社の外交的保護に関する判例、先行研究について抽出して、二次資料についても収集し、その検討を行う。とくに、国際司法裁判所（ICJ）における「バルセロナ・トラクション電力会社事件」「シシリー電子工業事件」については、この点のリーディングケースといえ、関連文献も多いので、この二つ事件を中心とした検討となる。

研究の最終段階においては、会社の外交的保護における理論状況を整理把握した上で、そこでの判断枠組と投資条約仲裁手続におけるスタンディングの判断枠組との異同を明らかにし、その理由について理論的に考察

する。さらに、応募者がすでに検討した投資条約仲裁手続における「人的管轄権」に関する研究と本研究を統合して、「請求主体」という観点から、投資条約制度の国際法上の位置づけを明らかにして、とくに外交的保護制度との関係から現状の問題点を指摘して「あるべき法制度」の提案を行う。

4. 研究成果

(1) 「濫用」に基づく請求主体の制約

投資条約仲裁事例のうち会社が請求主体となった事例を抽出して整理分析を進めた。そのなかで、被申立国側によって主張される請求主体の制約根拠として、「濫用」という概念が用いられていることが明らかになったことから、その「濫用」に基づく請求主体の制約についての検討を行った。

その結果、「濫用」を根拠とする請求主体の制約は、2つの側面で主張されていることがわかった。すなわち、その投資事業を行う会社の設立に関する濫用（実体的権利濫用）と請求を提起することの濫用（手続濫用）である。この2つの「濫用」については、「濫用」にあたるか否かについて、仲裁事例において、いくつかの基準が示されているが、必ずしも明確な基準とはいえない状況にある。そこで、「濫用」に変わり、「基準時」による請求主体の制約という形で時間という明確な基準を用いることを提案する研究成果を発表した。

(2) 会社の実効的国籍

投資条約仲裁手続における請求主体の制約については、濫用以外には、請求主体となった会社の国籍について実効性を求めることによる主張もなされる。

まず、仲裁の根拠となる投資条約に「利益否認条項」が存在する場合には、その仲裁の請求主体となれるのは、実質的企業活動を行っている会社に限られる。すなわち、投資条約仲裁の利用のみを目的とするようなペーパーカンパニーなどは排除されるのである。しかし、この実質的企業活動の有無の判断基準については必ずしも確立したものがあるわけではなく、条約文言、投資家の企業構造などからケースバイケースでの判断がなされている状況にある。これらの問題について、明確な基準が示されることが、投資条約制度の発展において重要と考えられる。

そこで、今後の研究においては、外交的保護などの文脈で用いられる「実効的国籍」の議論との比較を行うことで、投資条約仲裁において請求主体となることができる投資家の範囲、とくに会社について明確化することができると考えている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 8件)

猪瀬貴道、投資条約仲裁手続の人的管轄権の判断基準としての「会社の国籍」(2・完)、法学、査読有、77巻5号、2013年、701-761頁。

猪瀬貴道、投資条約仲裁手続の人的管轄権の判断基準としての「会社の国籍」(1)、法学、査読有、77巻4号、2013年、529-597頁。

猪瀬貴道、CAFTAにおける利益否認条項により管轄権が否定された事例、JCA ジャーナル、査読有、60巻5号、2013年、54-61頁。

猪瀬貴道、投資条約仲裁手続における請求主体の制約要因としての権利濫用、日本国際経済法学会年報、査読有、21号、2012年、268-284頁。

猪瀬貴道、契約の紛争処理条項にも関わらず義務遵守条項により管轄権・受理可能性が認められた事例、JCA ジャーナル、査読有、59巻9号、2012年、24-32頁。

猪瀬貴道、EU加盟によるBITへの法的効果、JCA ジャーナル、査読有、58巻9号、2012年、32-38頁。

猪瀬貴道、偽装された投資家による仲裁申立、JCA ジャーナル、査読有、58巻2号、2011年、18-26頁。

猪瀬貴道、投資条約仲裁手続における国籍国に対する請求、東北法学、査読無、37号、2011年、1-28頁。

〔学会発表〕(計 6件)

猪瀬貴道、Pac Rim Cayman LLC v. El Salvador (ICSID Case No. ARB/09/12)、投資協定仲裁判断例研究会、2013年2月22日、瓜生・糸賀法律事務所(東京都港区)。

猪瀬貴道、SGS Société Générale de Surveillance v. Paraguay. (ICSID Case No. ARB/07/29)、投資協定仲裁判断例研究会、2012年7月23日、瓜生・糸賀法律事務所(東京都港区)。

猪瀬貴道、仲裁合意を理由として訴えを却下した原判決に対する控訴を棄却した事例(東京高判平成22・12・21)、涉外判例研究会、2012年3月、学習院大学(東京都豊島区)。

猪瀬貴道、投資条約仲裁手続における『権利濫用』の意義とその判断基準：投資家の国籍の基準時との関係を中心に、日本国際経済法学会(2011年度研究大会)2011年10月

30日、学習院大学(東京都豊島区)。

猪瀬貴道、Eureko v. Slovakia. (PCA Case No. 2008-13, UNCITRAL)、投資協定仲裁判断例研究会、2011年7月25日、瓜生・糸賀法律事務所(東京都港区)。

猪瀬貴道、投資条約仲裁手続の人的管轄権判断における基準時(会社形態の投資家の場合を中心に)、国際経済法研究会、2011年7月15日、明治大学(東京都千代田区)。

〔図書〕(計 1件)

猪瀬貴道、他の執筆者7名、掲載順7番目(植木俊哉編)『グローバル化時代の国際法』(総合叢書11)(信山社、2012年)総頁数324頁、執筆箇所257-295頁(第7章「投資条約仲裁手続による国家行為の条約適合性判断」を執筆)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

猪瀬 貴道 (INOSE, Takamichi)
北里大学・一般教育部・准教授
研究者番号：70552545